

改正案

現行

（免許の申請）  
 第五条（略）

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面。以下同じ。）及び住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面

五 取締役、執行役、会計参与及び監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役、会計参与及び監査役が誓約する書面

六〇九（略）  
 十 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

十一・十二（略）  
 （業務方法書の記載事項）

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一〇九（略）

（免許の申請）  
 第五条（略）

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面  
 （新設）

四 取締役、執行役及び監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役及び監査役が誓約する書面

五〇八（略）  
 九 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写し。

十・十一（略）

（業務方法書の記載事項）

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一〇九（略）

十 特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）

十一・十二（略）

2（略）

（免許の審査）

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 資本金の額及び純資産額が令第三条に規定する額以上であること。

二 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度（業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度を経過するまでの期間をいう。）を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

三〇五（略）

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実）

第九条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員（取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）若しくは使用人、又はこれらであつた者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五（略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二（略）

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。）又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定す

十 特定持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六条に規定する特定持分をいう。）

十一・十二（略）

2（略）

（免許の審査）

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 資本の額及び純資産額が令第三条に規定する額以上であること。

二 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する営業年度（業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度を経過するまでの期間をいう。）を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

三〇五（略）

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実）

第九条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）若しくは使用人、又はこれらであつた者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五（略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二（略）

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。）又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定す

る外国証券会社をいう。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権(法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)

(資本金の額の減少の認可)

第十一条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、法第六条の規定により資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官又は財務局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本金の額
- 二 減資後の資本金の額
- 三・四 (略)

2) 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)
- 五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

3 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

七 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。
- 二 資本金の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。
- 三 減資後の資本金の額が令第三条に規定する額以上であること。

する外国証券会社をいう。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権(法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)  
五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

(資本の額の減少の認可)

第十一条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、法第六条の規定により資本の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官又は財務局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本の額
- 二 減資後の資本の額
- 三・四 (略)

2) 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 資本の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 最終の貸借対照表
- 五 商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の額の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 株式の併合をする場合においては、商法第二百五十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

8 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 資本の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。
- 二 資本の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。
- 三 減資後の資本の額が令第三条に規定する額以上であること。

四 減資後の純資産額が、減資をした日の属する事業年度（減資をする日以降の期間に限る。）及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

（登録申請書の添付書類）

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第十号までに掲げる書面

二・三 （略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第十八条 令第十条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）

（削る）

（削る）

（削る）

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一〜三 （略）

四 令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 政府保証債券（証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四 （略）

四 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度（減資をする日以降の期間に限る。）及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

（登録申請書の添付書類）

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第九号までに掲げる書面

二・三 （略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第十八条 令第十条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 信用協同組合及び信用協同組合連合会

五 労働金庫及び労働金庫連合会

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一〜三 （略）

四 令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 政府保証債券

四 （略）

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第二十二條 法第十一條第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に定める額とする。

- 一 国債証券 額面金額 (その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条及び第三十七條第一項第三号において同じ。)
- 二 四 (略)
- 三 (略)

2・3 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十六條 信託会社の常務に従事する取締役 (委員会設置会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。) は、法第十六條第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 他の会社の常務に従事する場合には、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該他の会社の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面

五 (略)

3 (略)

4 法第十六條第一項の承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容の変更をしようとするときは、同項の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつてはこの限りでない。

一 二 (略)

三 取締役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役となった場合 (使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。)

五 (略)

5 法第十六條第一項の承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務若しくは事業の内容に変更があつたとき、信託会社の常務に従事する取締役でなくなつたとき、又は承認を受け

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第二十二條 法第十一條第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に定める額とする。

- 一 国債証券 額面金額

二 四 (略)

2・3 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十六條 信託会社の常務に従事する取締役 (委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。) は、法第十六條の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 他の会社の常務に従事する場合には、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該他の会社の定款、最終の営業報告書並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面

五 (略)

3 (略)

4 法第十六條の承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容の変更をしようとするときは、同条の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつてはこの限りでない。

一 二 (略)

三 取締役又は執行役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役若しくは執行役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役若しくは執行役となった場合 (使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。)

五 (略)

5 法第十六條の承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務若しくは事業の内容に変更があつたとき、信託会社の常務に従事する取締役でなくなつたとき、又は承認を受けて兼職

て兼職している他の会社の常務に従事しないこととなったとき若しくは事業を営まないこととなったときは、遅滞なく、その旨を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に届け出なければならぬ。

(主要株主の届出の手續等)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 信託会社の主要株主となった者又は持株会社の株主若しくは出資者は、別紙様式第九号により作成した法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。第五十二条第三項において同じ。)である場合はその主たる営業所又は事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所とし、外国会社である場合は、国内における営業所の所在地とする。)を管轄する財務局長に、非居住者(同法第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条第三項及び第六十一条第二項において同じ。)である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

五 資産の流動化に関する法律第二百二十三条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第二百二十六条第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)第百三十二条第三号から第二十一号までに掲げる事項について説明を行った場合

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

四 資産の流動化に関する法律第二百二十三条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同法第十五条第十五項に規定する受益証券を交付した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

している他の会社の常務に従事しないこととなったとき若しくは事業を営まないこととなったときは、遅滞なく、その旨を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に届け出なければならぬ。

(主要株主の届出の手續等)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 信託会社の主要株主となった者又は持株会社の株主若しくは出資者は、別紙様式第九号により作成した法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。第五十二条第三項において同じ。)である場合はその主たる営業所又は事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所とし、外国会社である場合は、国内における営業所の所在地とする。)を管轄する財務局長に、非居住者(同法第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条第三項及び第六十一条第二項において同じ。)である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第百六十五条第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)第百六十四条第三号から第二十一号までに掲げる事項について説明を行った場合

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

四 資産の流動化に関する法律第百六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同法第二条第十五項に規定する受益証券を交付した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 法第二十六条第二項（法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二（略）

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は変更することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇四（略）

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項、第四十一条第一項第三号及び第四項第二号並びに第六十八条第一項第三号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ〇二（略）

六〇十（略）

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2〇6（略）

（信託財産に係る行為準則）

第三十四条 法第二十六条第二項（法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二（略）

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は変更することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇四（略）

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この条、第四十一条第一項第三号並びに第四項第二号及び第六十八条第一項第三号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ〇二（略）

六〇十（略）

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2〇6（略）

（信託財産に係る行為準則）

第四十一条 (略)

2 (略)

3 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあつては個人である旨

二(五十二 (略)

4 (略)

(事業報告書の作成等)

第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号(外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者(以下「承認事業者」という。)にあつては別紙様式第十号の三)により、作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号(承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社(外国信託会社及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。)が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表、連結する注記を含む。以下同じ。)、連結損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)

二 (略)

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員)の兼職及び兼業状況報告書

四・五 (略)

六 外国信託会社にあつては、その本国において作成された直近の事業報告書又はこれに代わる書類

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ(ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

イ(ハ (略)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所

二(五十二 (略)

4 (略)

(営業報告書の作成等)

第四十二条 法第三十三条に規定する営業報告書は、別紙様式第十号(外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者(以下「承認事業者」という。)にあつては別紙様式第十号の三)により、作成しなければならない。

2 前項の営業報告書には、次の各号(承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社(外国信託会社及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。)が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

二 (略)

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員)の兼職及び兼業状況報告書

四・五 (略)

六 外国信託会社にあつては、その本国において作成された直近の営業報告書又はこれに代わる書類

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ(ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

(新設)

ホ(ハ (略)



- ロ 各事業年度終了の日における借入金的主要な借入先及び当該借入金額
- ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益
- 四・五 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 承認事業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 役員の氏名及び名称並びに役職名

ニ・ホ (略)

二 承認事業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における信託業務の概要

ロ 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ (略)

三 承認事業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

4 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、四月間とする。

5 法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

6 法第三十四条第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものは、営業所に備え置く電子計算機の映像面に縦覧に係る説明書類の内容である情報を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該情報を記載した書類による方法とする。

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四 合併の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等

- ロ 各営業年度終了の日における借入金的主要な借入先及び当該借入金額
- ハ 各営業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益
- 四・五 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 承認事業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 役員の氏名及び役職名

ニ・ホ (略)

二 承認事業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における信託業務の概要

ロ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ (略)

三 承認事業者の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

4 法第三十四条に規定する内閣府令で定める期間は、四月間とする。

(新設)

(新設)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 合併の当事者の株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定により株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面)

四 合併の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び最近の日計表

五〇十（略）

十一 合併後の信託会社が会計参与設置会社である場合には、合併後の信託会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十二（略）  
（削る）

十三 合併後の信託会社が会計参与設置会社である場合には、合併後の信託会社の会計参与の履歴書

十四 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。第四百六条において同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。第四百六条において同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十五 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十六・十七（略）

3（略）  
（新設分割の認可申請）  
第四十五条（略）

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二（略）  
三 新設分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 新設分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

並びに最近の日計表

五〇十（略）  
（新設）

十一（略）  
十二 商法第四百十二条第一項本文の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載した書面

十三 株式の併合をする場合にあっては、商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面  
（新設）

（新設）

十四・十五（略）

3（略）  
（新設分割の認可申請）  
第四十五条（略）

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二（略）  
三 新設分割の当事者の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により株主総会の承認を得ないで新設分割を行う信託会社にあつては、取締役会の議事録）

四 新設分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表

五〇十 (略)

十一 設立会社が会計参与設置会社である場合には、設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十二 (略)

十三 設立会社が会計参与設置会社である場合には、設立会社の会計参与の履歴書

十四 会社法第八十条第二項の規定による公告及び催告(同法第八十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第八十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十五 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十六・十七 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 吸収分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

五〇十 (略)

十一 承継会社が会計参与設置会社である場合には、承継会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十二 (略)

(削る)

五〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

十二 商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書面

十三 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面

(新設)

(新設)

十四・十五 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 吸収分割の当事者の株主総会の議事録(商法第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四条ノ二十三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う信託会社にあつては、取締役会の議事録)

四 吸収分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表

五〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

十二 商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による公告及び催告(承継会社が同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告に

十三 承継会社が会計参与設置会社である場合には、承継会社の会計参与の履歴書

十四 会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項又は第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十五 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十六・十七 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第四十七条 信託会社は、法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 事業譲渡予定年月日

二 事業譲渡の方法

2 法第三十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

三 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 事業譲渡の当事者の最近の日計表

五 十 (略)

十一 譲受会社が会計参与設置会社である場合には、譲受会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十二 (略)

よつてした場合には、これらの公告）の状況を記載した書面

十三 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面

(新設)

(新設)

十四・十五 (略)

3 (略)

(営業譲渡の認可申請)

第四十七条 信託会社は、法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 営業譲渡予定年月日

二 営業譲渡の方法

2 法第三十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 営業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

三 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の決議を要するもの

四 営業譲渡の当事者の最近の日計表

五 十 (略)

(新設)

十一 (略)

(削る)

十三 譲受会社が会計参与設置会社である場合には、譲受会社の会計参与の履歴書

十四・十五 (略)

3 (略)

4 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十六条」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第四十八条 法第四十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 取締役、執行役、会計参与又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 (略)

四 純資産額が資本の額に満たなくなった場合

五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

六〇十一 (略)

十二 自己を所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいう。以下第六十三条までにおいて同じ。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知った場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇七 (略)

(廃業等の届出)

第四十九条 法第四十一条第二項の規定により届出を行う者は、別表第四上欄に掲げる区分に

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により株主総会の決議を経ないで営業の全部の譲受けを行う信託会社にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面

(新設)

十三・十四 (略)

3 (略)

4 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第四十八条 法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 取締役、執行役又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 (略)

四 純資産額が資本の額に満たなくなった場合

五 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合

六〇十一 (略)

十二 自己を所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいう。以下同じ。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知った場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇七 (略)

(廃業等の届出)

第四十九条 法第四十一条第二項の規定により届出を行う者は、別表第四上欄に掲げる区分に

より、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官等（信託会社及び合併により株式会社を設立し、信託会社（法第五十二條第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）以外の株式会社と合併し、又は会社分割により信託会社以外の株式会社は信託業の全部の承継をさせることにより、その地位を当該信託会社以外の株式会社は承継させる場合にあっては、当該株式会社の本店の所在地を管轄する財務局長を含む。）に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業等の公告等)

第五十條 (略)

2 法第四十一條第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 信託業の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 (略)

3・4 (略)

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五十二條 (略)

2 法第五十一條第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 受託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名（会社法第九百三十三條第一項の規定による登記をした外国会社であつて国内に営業所を設けていないものにあつては、これらに加え国内における代表者の氏名及び国内の住所。第二号及び第三号において同じ。）

二・三 (略)

3 (略)

4 法第五十一條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を受託者と同一の会社集団に属する者のみが取得することを誓約する書面

三 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿

より、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官等（信託会社及び合併により株式会社を設立し、信託会社（法第五十二條第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）以外の株式会社と合併し、又は分割により信託会社以外の株式会社は信託業の全部の承継をさせることにより、その地位を当該信託会社以外の株式会社は承継させる場合にあっては、当該株式会社の本店の所在地を管轄する財務局長を含む。）に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業等の公告等)

第五十條 (略)

2 法第四十一條第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてなければならない。

一 信託業の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 (略)

3・4 (略)

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五十二條 (略)

2 法第五十一條第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 受託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名（商法第四百七十九條第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による登記をした外国会社であつて国内に営業所を設けていないものにあつては、これらに加え国内における代表者の氏名及び国内の住所。第二号及び第三号において同じ。）

二・三 (略)

3 (略)

4 法第五十一條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を受託者と同一の会社集団（法第五十一條第一項第一号に規定する会社集団をいう。）に属する者のみが取得することを誓約する書面

三 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿

名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）が締結されないことを誓約する書面

四〇七（略）

五・六（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条（略）

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四 第五条第二項第五号に掲げる書面

五・六（略）

3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十三条第二項	本店	主たる営業所又は事務所
第二十三条第二項及び第三項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿
(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社 又は金融機関（金融機関 の信託業務の兼営等）に 関	主たる営業所その他の営業所 又は事務所 承認事業者

名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）が締結されないことを誓約する書面

四〇七（略）

五・六（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条（略）

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四 第五条第二項第四号に掲げる書面

五・六（略）

3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)		
第二十三条第二項及び第三項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿
(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社 又は金融機関（金融機関 の信託業務の兼営等）に 関	主たる営業所その他の営業所 又は事務所 承認事業者



5・6 (略)										
法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合に於ては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。	株主総会の議事録その他必要な手続	取締役、執行役、会計参与又は監査役	会社の	会計参与が	信託業務	営業所の設置	営業所の名称	営業所の組織	本店その他の営業所	当該営業所
法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合に於ては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。	株主総会又は出資機関の議事録	役員	法人の	役員が	信託業務(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。)	営業所又は事務所の設置	営業所又は事務所の名称	営業所又は事務所の組織	主たる営業所その他の営業所又は事務所	当該営業所又は事務所

(法第五十三条第一項の免許の審査)  
 第五十五条 第七条の規定は、内閣総理大臣が法第五十三条第一項の免許の申請に係る同条第五項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十六条」と読み替へるものとする。

5・6 (略)									
機関を含む。)	資本又は出資	取締役会	取締役、執行役又は監査役	会社登記簿	信託業	営業所	登記簿	信託業(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。)	営業所又は事務所

(法第五十三条第一項の免許の審査)  
 第五十五条 第七条の規定は、内閣総理大臣が法第五十三条第一項の免許の申請に係る同条第五項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十五条第一項」と読み替へるものとする。

(資本金の額及び純資産額の計算)

第五十六条 法第五十三条第二項第二号の資本金の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を減少して資本金として計上した額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならない。

2 法第五十三条第二項第二号の資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、申請時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

3 (略)

(登録申請書の添付書類等)

第五十八条 (略)

2 第五十六条の規定は、法第五十四条第七項及び第八項の資本金の額及び純資産額の計算について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第五十三条第二項第二号」とあるのは「第五十四条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(資産の国内保有)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 現金及び金融機関（銀行及び協同組織金融機関をいう。第七十二条第二項において同じ。）に対する預貯金

二 五 (略)

(届出事項)

第六十三条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 純資産額が資本金の額に満たなくなった場合

四 九 (略)

2・3 (略)

(資本の額及び純資産額の計算)

第五十六条 法第五十三条第二項第二号の資本の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本に組み入れないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を資本に組み入れた額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならない。

2 法第五十三条第二項第二号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、申請時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

3 (略)

(登録申請書の添付書類等)

第五十八条 (略)

2 第五十六条の規定は、法第五十四条第七項及び第八項の資本の額及び純資産額の計算について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第五十三条第二項第二号」とあるのは「第五十四条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(資産の国内保有)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 現金及び金融機関（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。第七十二条第二項において同じ。）に対する預貯金

二 五 (略)

(届出事項)

第六十三条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 純資産額が資本の額に満たなくなった場合

四 九 (略)

2・3 (略)

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十七条 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国信託業者に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 資本金の額又は出資の総額

ホ (略)

二 (略)

(登録申請書のその他の記載事項)

第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人である場合において、他の法人の常務に従事するときにあつては、当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類

二 法人である場合において、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第三十条から第四十一条まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十七条 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国信託業者に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 資本金の額又は出資の総額

ホ (略)

二 (略)

(登録申請書のその他の記載事項)

第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類

二 法人であるときは、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号

。以下「兼営法」という。）第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼営金融機関及び保険業法（平成七年法律第五号）第九十九条第九項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所屬生命保険会社又は所屬外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五（略）

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該所屬信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所屬信託会社、その利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害関係人（令第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。第四号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）

四〇八（略）

（信託契約代理業務に関する報告書）

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が法人である場合にあっては別紙様式第二十号、個人である場合にあっては別紙様式第二十一号により作成しなければならない。

2（略）

（所屬信託会社の説明書類の縦覧）

第七十九条の二 第四十三条第六項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置に（こゝ）準用する。

（登録等の申請）

第八十一条（略）

2（略）

3 第十二条第三項の規定は、令第二十條第二項において準用する令第七条第二項ただし書の

。以下「兼営法」という。）第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼営金融機関及び保険業法（平成七年法律第五号）第九十九条第九項（同法第九十九条（同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所屬生命保険会社又は所屬外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五（略）

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該所屬信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所屬信託会社、その利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害関係人（令第十四条第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。第四号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）

四〇八（略）

（信託契約代理業務に関する報告書）

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が個人である場合にあっては別紙様式第二十号、法人である場合にあっては別紙様式第二十一号により作成しなければならない。

2（略）

（新設）

（登録等の申請）

第八十一条（略）

2（略）

3 第十二条第三項の規定は、令第十八条第二項において準用する令第七条第二項ただし書の

規定により、現金をもって法第八十六条第五項の手数料を納める場合について準用する。

(登録申請書のその他の添付書類)

第八十三条 法第八十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人である場合は、役員(役員が法人であるときは、当該役員)の沿革を記載した書面及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員)の登記事項証明書又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八十七条 第十八条の規定は、令第二十二條において令第十条の規定を準用する場合について準用する。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第九十条 法第九十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 信託受益権販売業者が令第二十二條において準用する令第十条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第九十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第二十一條に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 (略)

三 令第二十三條において準用する令第十一条の権利の実行の手続が行われた場合 信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則(平成十六年/内閣府/法務省/令第三号)第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第二十三條において準用する令第十一条の権利の実行の手続を行うため財務局長が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則第十二條第二項の供託通知書の送付を受けた日

規定により、現金をもって法第八十六条第五項の手数料を納める場合について準用する。

(登録申請書のその他の添付書類)

第八十三条 法第八十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、当該役員)の沿革を記載した書面及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八十七条 第十八条の規定は、令第二十二條において令第十条の規定を準用する場合について準用する。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第九十条 法第九十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 信託受益権販売業者が令第二十二條において準用する令第十条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第九十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第十九條に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 (略)

三 令第二十一條において準用する令第十一条の権利の実行の手続が行われた場合 信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則(平成十六年/内閣府/法務省/令第三号)第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第二十一條において準用する令第十一条の権利の実行の手続を行うため財務局長が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則第十二條第二項の供託通知書の送付を受けた日

(信託受益権売買契約締結時の書面交付を要しない場合)  
 第九十七条 法第九十五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該顧客からあらかじめ法第九十五条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合
- 二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合(当該顧客から法第九十五条第一項の規定による書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)
- 三 二以上の信託受益権販売業者が法第九十五条第一項の規定により同条に規定する書面を顧客に対し交付しなければならぬ場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該書面を交付した場合

(行為準則の準用)

第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 当該信託受益権販売業者との間で信託受益権販売契約を締結することを条件として、法人である信託受益権販売業者の利害関係人(令第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。)が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託受益権販売契約を締結する行為
- 三 〇七 (略)

(經由官庁)

第四百四条 信託会社又は外国信託会社(令第二十七条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2・3 (略)

別表第一(第二十三条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	(略)	一 (略)

(信託受益権売買契約締結時の書面交付を要しない場合)  
 第九十七条 法第九十五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該顧客からあらかじめ同条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合
- 二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合(当該顧客から法第九十五条の規定による書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)
- 三 二以上の信託受益権販売業者が法第九十五条の規定により同条に規定する書面を顧客に対し交付しなければならぬ場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該書面を交付した場合

(行為準則の準用)

第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 当該信託受益権販売業者との間で信託受益権販売契約を締結することを条件として、法人である信託受益権販売業者の利害関係人(令第十四条第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。)が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託受益権販売契約を締結する行為
- 三 〇七 (略)

(經由官庁)

第四百四条 信託会社又は外国信託会社(令第二十五条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2・3 (略)

別表第一(第二十三条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	(略)	一 (略)

<p>取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更</p>	<p>資本金の額の変更</p>	
<p>一 変更があった取締役、執行役、会計参与又は監査役の氏名又は名称 二 (略)</p>	<p>一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三・四 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 就任する取締役、執行役、会計参与又は監査役に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 (会計参与が法人であるときは当該会計参与の沿革を記載した書面) ロ 住民票の抄本 (会</p>	<p>(削る) 三 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p>	<p>二 株主総会の議事録 (会社法第百二十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)</p>

<p>取締役、執行役又は監査役の変更</p>	<p>資本の額の変更</p>	
<p>一 変更があった取締役、執行役又は監査役の氏名 二 (略)</p>	<p>一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三・四 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 就任する取締役、執行役又は監査役に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又は</p>	<p>四 資本の額の変更による純資産額の変動を記載した書面 三 株主総会の議事録 (株主総会の議決を必要としない場合は、取締役会の議事録 (委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があったことを証する書面)</p>	<p>二 株主総会の議事録</p>

(略)	(略)	計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面 ハ (略)
(略)	(略)	(略)

別表第二(第三十九条第三項関係)

帳簿の種類 (略)	記載事項 (略)	記載要領等 (略)	備考 (略)
総勘定元帳 (略)	(略)	勘定科目欄には、第四十二条第一項の事業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	(略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	記載事項 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日	添付書類 一 (略) 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三 (略)
合併をしたとき (略)	(略)	一 (略) 二 信託会社(法第五十二条第三項の規定によ

(略)	(略)	これに代わる書面 ハ (略)
(略)	(略)	(略)

別表第二(第三十九条第三項関係)

帳簿の種類 (略)	記載事項 (略)	記載要領等 (略)	備考 (略)
総勘定元帳 (略)	(略)	勘定科目欄には、第四十二条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	(略)

別表第三(第四十八条関係)

届出事項 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき	記載事項 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日	添付書類 一 (略) 二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し 三 (略)
合併をしたとき (略)	(略)	一 (略) 二 信託会社(法第五十二条第三項の規定によ

		<p>り信託会社とみなされる者を含む。)以外の者と合併した場合にあっては、次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>ニ〜ヘ (略)</p> <p>ト 会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八</p>
--	--	--

		<p>り信託会社とみなされる者を含む。)以外の者と合併した場合にあっては、次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 合併契約書</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 合併の当事者の株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあっては、取締役会の議事録及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定により株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面)</p> <p>ニ〜ヘ (略)</p> <p>ト 商法第四百十二条第一項本文の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした信託会社にあつては、これら</p>
--	--	--

<p>百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八十条第三項（同法第八十条第三項第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがない</p>

<p>の公告）の状況を記載した書面</p>

<p>会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき</p>		<p>一（略） 二 吸収分割年月日 三・四（略）</p>	
<p>一（略） 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書 ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録 その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>二 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面</p>	<p>チ 株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面 又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面</p> <p>三（略） リ（略）</p>		

<p>分割により信託業の一部の承継をさせたとき</p>		<p>一（略） 二 分割年月日 三・四（略）</p>	
<p>一（略） 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 分割契約書 ロ 分割の当事者の登記事項証明書 ハ 分割の当事者の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四条ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで分割を行う信託会社にあつては取締役会の議事録） 二 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p>	<p>チ 株式の併合をする場合にあっては、商法第二百五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面</p> <p>三（略） リ（略）</p>		

<p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項又は第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面</p>

<p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による公告及び催告(承継会社が同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)の状況を記載した書面</p>

法第五条第二項第一号の	信託業の一部の譲渡をしたとき	
取締役会を置く株式会社	(略)	
一・二 (略)	<p>三</p> <p>ホ ト (略)</p> <p>ニ 譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>一 (略)</p> <p>ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>イ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>エ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>オ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>カ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>キ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>ク 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>ケ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>コ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>カ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>キ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>ク 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>ケ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>コ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p>	<p>チ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面</p> <p>リ (略)</p> <p>三 (略)</p>

法第五条第二項第一号の	信託業の一部の譲渡をしたとき	
株式会社でなくなった年	(略)	
一・二 (略)	<p>三</p> <p>ホ ト (略)</p> <p>ニ 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>一 (略)</p> <p>ハ 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>エ 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録</p> <p>オ 譲渡契約書</p> <p>カ 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録</p> <p>キ 譲渡契約書</p> <p>ク 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録</p> <p>ケ 譲渡契約書</p> <p>コ 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録</p>	<p>チ 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面</p> <p>リ (略)</p> <p>三 (略)</p>

<p>規定に該当することとなつた場合</p>	<p>でなくなつた年月日</p>	<p>三 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）</p>	<p>第五条第二項第二号又は第十条第一項第二号の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>資本金の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一・二 (略) (削る)</p>	<p>(略)</p>	<p>純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一 (略) 二 純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合</p>	<p>純資産額が資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一 (略) 二 純資産額が資本金の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>	<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を</p>	<p>一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われ</p>	<p>(略)</p>
------------------------	------------------	---	---	----------------------------------	-------------------------	------------	------------------------------------	--	------------	------------	------------	-----------------------------	------------------------------	--	--	--	------------

<p>規定に該当することとなつた場合</p>	<p>月日</p>	<p>三 株主総会の議事録</p>	<p>第五条第二項第二号又は第十条第一項第二号の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一・二 (略) 三 株主総会の議事録</p>	<p>(略)</p>	<p>純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一 (略) 二 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた場合</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一 (略) 二 純資産額が資本の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が資本の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>	<p>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われ</p>	<p>一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立</p>	<p>(略)</p>
------------------------	-----------	-------------------	---	---------------------------------	-------------------------------	------------	-----------------------------------	--	------------	------------	------------	----------------------------	-----------------------------	--	---	--	------------

知った場合	た年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の名称又は商号	(略)	(略)	信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合 (略)	(略)
-------	---	-----	-----	--------------------------------------	-----

別表第四(第四十九条第一項関係)

届出事項 信託業を廃止したとき	記載事項 (略)	添付書類 一 (略) 二 株主総会の議事録 会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合に あつては、当該場合に 該当することを証する 書面。以下同じ。 三 (略)	会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき 一 (略) 二 会社分割年月日 三・四 (略)
--------------------	-------------	--	---

れた事実を知った場合	てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った者の名称又は商号	(略)	(略)	信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合 (略)	(略)
------------	---	-----	-----	--------------------------------------	-----

別表第四(第四十九条関係)

届出事項 信託業を廃止したとき	記載事項 (略)	添付書類 一 (略) 二 株主総会の議事録	分割により信託業の全部の承継をさせたとき 一 (略) 二 分割年月日 三・四 (略)
--------------------	-------------	-----------------------------	---

<p>を記載した書面</p> <p>ロ 会社分割の当事者の登記事項証明書</p> <p>ハ 会社分割の当事者の株主総会の議事録 その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>ニ 設立会社又は承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 会社法第七百八十九條第二項(第三号を除き、同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告及び催告(同法第七百</p>	

<p>ロ 分割の当事者の登記事項証明書</p> <p>ハ 分割の当事者の株主総会の議事録(商法第三百七十四條ノ六第一項、第三百七十四條ノ二十二第一項又は第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで分割を行う信託会社にあっては、取締役会の議事録)</p> <p>ニ 設立会社又は承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 商法第三百七十四條ノ二十第一項の規定による公告及び催告(承継会社が同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)の状況を記載した書面</p>	

八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八十条第三項（同法第八十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当

<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	
<p>一 (略) 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 譲渡契約の内容を記載した書面 ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 チ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面 又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 リ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類 又 (略) 三 (略)</p>

<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	
<p>一 (略) 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 譲渡契約書 ロ 営業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>チ 株式の併合をする場合にあっては、商法第二百五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面 リ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類 又 (略) 三 (略)</p>

		ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ 譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホトト (略)
合併により消滅したとき	(略)	一 (略) 二 次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。) イ 合併契約の内容を記載した書面 ロ (略) ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニスヘ (略)

		ハ 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録 ニ 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホトト (略)
合併により消滅したとき	(略)	一 (略) 二 次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。) イ 合併契約書 ロ (略) ハ 合併の当事者の株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定により株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面) ニスヘ (略)

		<p>ト 会社法第七百八十九條第二項若しくは第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>チ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をし</p>
--	--	--

		<p>ト 商法第四百十二條第一項本文の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載した書面</p> <p>チ 株式の併合をする場合にあっては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記</p>
--	--	--

(略)	(略)	たことを証する書面 又は当該株式の全部 について株券を発行 していないことを証 する書面 リ・ヌ (略) 三 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第五(第五十三条第五項関係)

届出事項 破産手続開始、再生手続 開始又は更生手続開始の 申立てを行ったとき	記載事項 破産手続開始、再生手続 開始又は更生手続開始の 申立てを行った年月日	添付書類 一 (略) 二 破産手続開始、再生 手続開始又は更生手続 開始の申立てに係る書 面の写し 三 (略)
合併をしたとき	(略)	一 (略) 二 合併契約の内容を記 載した書面 三 (略) 四 合併の当事者の株主 総会の議事録その他必 要な手続があったこと を証する書面 五 (略)
会社分割(吸収分割)に より信託業の一部の承継 をさせたとき	一 (略) 二 吸収分割年月日 三 (略)	一 (略) 二 吸収分割契約の内容 を記載した書面 三 吸収分割の当事者の 登記事項証明書(これ に準ずるものを含む。)

(略)	(略)	載した書面 リ・ヌ (略) 三 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第五(第五十三条第五項関係)

届出事項 破産手続開始、再生手続 開始、更生手続開始又は 整理開始の申立てを行っ たとき	記載事項 破産手続開始、再生手続 開始、更生手続開始又は 整理開始の申立てを行っ た年月日	添付書類 一 (略) 二 破産手続開始、再生 手続開始、更生手続開 始又は整理開始の申立 てに係る書面の写し 三 (略)
合併をしたとき	(略)	一 (略) 二 合併契約書 三 (略) 四 合併の当事者の株主 総会又は取締役会(こ れらに準ずる機関を含 む。)の議事録 五 (略)
分割により信託業の一部 の承継をさせたとき	一 (略) 二 分割年月日 三 (略)	一 (略) 二 分割契約書 三 分割の当事者の登記 事項証明書(これに準 ずるものを含む。)

<p>法第五十二条第二項において読み替えて準用する法第十条第一項第三号の</p>	<p>(略)</p>	<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>	
<p>純資産額が出資又は資本の額に満たなくなった年月日</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>二 純資産額が出資又は資本の額に満たなく</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲渡先の承認事業者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 (略)</p>	<p>四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 吸収分割の手続を記載した書面 六 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面 七 (略)</p>

<p>法第五十二条第二項において読み替えて準用する法第十条第一項第三号の</p>	<p>(略)</p>	<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>	
<p>純資産額が出資又は資本の額に満たなくなった年月日</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>二 純資産額が出資又は資本の額に満たなく</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約書 三 営業譲渡の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。)の議事録を含む書面 五 営業譲渡の手続を記載した書面 六 譲渡先の承認事業者の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 (略)</p>	<p>四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手続を記載した書面 六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面 七 (略)</p>

別表第六（第五十三条第六項関係）			
届出事項	記載事項	添付書類	
(略)	(略)	(略)	規定に該当することとなつた場合
定款又は寄附行為を変更した場合	(略)	一 (略) 二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 (略)	なつた日の日計表 三 純資産額が出資又は資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合	一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の名称又は商号	(略)	(略)

別表第六（第五十三条第六項関係）			
届出事項	記載事項	添付書類	
(略)	(略)	(略)	規定に該当することとなつた場合
定款又は寄附行為を変更した場合	(略)	一 (略) 二 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録 三 (略)	つた日の日計表 三 純資産額が出資又は資本の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面
破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた場合	一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った者の名称又は商号	(略)	(略)

信託業を廃止したとき	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 信託業を廃止することを決定した株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。)又は株主総会に準ずる機関の議事録</p> <p>三 (略)</p>
<p>会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会社分割年月日</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>三 会社分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五 会社分割の手續を記載した書面</p> <p>六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>七 (略)</p>
<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>三 事業譲渡の当事者の</p>

信託業を廃止したとき	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 信託業を廃止することを決定した株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録</p> <p>三 (略)</p>
<p>分割により信託業の全部の承継をさせたとき</p> <p>一 (略)</p> <p>二 分割年月日</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 分割計画書又は分割契約書</p> <p>三 分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 分割の手續を記載した書面</p> <p>六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>七 (略)</p>
<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約書</p> <p>三 営業譲渡の当事者の</p>

別表第七(第六十二条第一項関係)

届出事項 商号の変更	記載事項 (略)	添付書類 一 (略) 二 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたも	(略)	(略)	(略)	(略)	登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲渡先の承認事業者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合併により消滅したとき (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一 (略) 二 合併契約の内容を記載した書面 三 (略) 四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 七 (略)

別表第七(第六十二条関係)

届出事項 商号の変更	記載事項 (略)	添付書類 一 (略) 二 株主総会の議事録	(略)	(略)	(略)	(略)	登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。)の議事録 五 営業譲渡の手続を記載した書面 六 譲渡先の承認事業者の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合併により消滅したとき (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一 (略) 二 合併契約書 三 (略) 四 合併の当事者の株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。)の議事録 五 七 (略)

(略)	資本金の額の変更	(略)	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三・四 (略)	一・二 (略) 三 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 (削る)	のとみなされる場合に あつては、当該場合に 該当することを証する 書面。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第八(第六十三第二項関係)

届出事項	国内において破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき	記載事項	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日	添付書類	一 (略) 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三 (略)
合併をしたとき	(略)	添付書類	一 (略) 二 外国信託会社以外の者と合併した場合にあつては、次に掲げる書類 イ 合併契約の内容を記載した書面 ロ (略)	(略)	(略)

(略)	資本の額の変更	(略)	一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三・四 (略)	一・二 (略) 三 株主総会又は取締役会の議事録 四 資本の額の変更による純資産額の変動を記載した書面	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第八(第六十三条関係)

届出事項	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき	記載事項	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日	添付書類	一 (略) 二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し 三 (略)
合併をしたとき	(略)	添付書類	一 (略) 二 外国信託会社以外の者と合併した場合にあつては、次に掲げる書類 イ 合併契約書 ロ (略)	(略)	(略)

<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>	<p>会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 譲渡契約の内容を記載した書面 ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p>	<p>一 (略) 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面 六 (略)</p>	<p>ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ・ホ (略)</p>

<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>	<p>信託業の一部の承継をさせたとき</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 分割の相手方の商号 二 分割年月日 三 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 譲渡契約書 ロ 営業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p>	<p>一 (略) 二 分割契約書 三 分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面 六 (略)</p>	<p>ハ 合併の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 ニ・ホ (略)</p>

<p>信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき</p>	<p>会社分割（吸収分割）により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 吸収分割の相手方 二 吸収分割年月日 三 (略)</p>	
<p>一・二 (略) 三 外国における信託業の譲受けをした場合にあっては、次に掲げる書類 イ 譲渡契約の内容を記載した書面 ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>一 (略) 二 外国における信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類 イ 吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ 吸収分割後の純資産額を記載した書面 ホ (略)</p>	<p>二 譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホ (略) 三 (略)</p>

<p>信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき</p>	<p>信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 分割の相手方 二 分割年月日 三 (略)</p>	
<p>一・二 (略) 三 外国における信託業の譲受けをした場合にあっては、次に掲げる書類 イ 譲渡契約書 ロ 営業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>一 (略) 二 外国における信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類 イ 分割契約書 ロ 分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 ニ 分割後の純資産額を記載した書面 ホ (略)</p>	<p>二 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホ (略) 三 (略)</p>

法第五十三條第六項第一号の規定に該当することとなつた場合	(略)	ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ 事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホ (略)
法第五十三條第六項第二号又は法第五十四條第六項第二号の規定に該当することとなつた場合	(略)	一 会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。以下同じ。) 二 (略)
法第五十三條第六項第三号又は法第五十四條第六項第三号の規定に該当することとなつた場合	純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた年月日	一 (略) 二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事録
(略)	(略)	一 (略) 二 純資産額が資本金の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面
純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合	純資産額が資本金の額に満たなくなつた年月日	一 (略) 二 純資産額が資本金の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が資本金の額

法第五十三條第六項第一号の規定に該当することとなつた場合	(略)	ハ 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 ニ 営業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ホ (略)
法第五十三條第六項第二号又は法第五十四條第六項第二号の規定に該当することとなつた場合	(略)	一 会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 二 (略)
法第五十三條第六項第三号又は法第五十四條第六項第三号の規定に該当することとなつた場合	純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた年月日	一 (略) 二 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた日の日計表 三 株主総会の議事録
(略)	(略)	一 (略) 二 純資産額が資本の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が資本の額
純資産額が資本の額に満たなくなつた場合	純資産額が資本の額に満たなくなつた年月日	一 (略) 二 純資産額が資本の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が資本の額

支店における信託業の全	(略)	次に掲げるいずれかの書	<p>七 (略)</p> <p>六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>五 (略)</p> <p>四 承継会社の会社分割</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>三 会社分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 会社分割年月日</p>	<p>(略)</p>	<p>届出事項</p> <p>(略)</p>	<p>別表第九(第六十四条関係)</p>	<p>(略)</p>	<p>信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>額に満たなくなった日の純資産額を算出した書面</p>
									<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>委託契約の内容を記載した書面</p>	<p>(略)</p>

支店における信託業の全	(略)	次に掲げるいずれかの書	<p>七 (略)</p> <p>六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>五 (略)</p> <p>四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 分割計画書又は分割契約書</p> <p>三 分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 分割年月日</p>	<p>(略)</p>	<p>届出事項</p> <p>(略)</p>	<p>別表第九(第六十四条関係)</p>	<p>(略)</p>	<p>信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>額に満たなくなった日の純資産額を算出した書面</p>
									<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>委託契約書の写し</p>	<p>(略)</p>

別表第十(第七十四条第一項関係)			
届出事項	記載事項	添付書類	<p>部の譲渡をしたとき又は外国における信託業の全部の譲渡をしたとき</p>
(略)	(略)	(略)	<p>類</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる書類</p> <p>イ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>ヘ (略)</p>
(略)	(略)	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五・六 (略)</p>

別表第十(第七十四条関係)			
届出事項	記載事項	添付書類	<p>部の譲渡をしたとき又は外国における信託業の全部の譲渡をしたとき</p>
(略)	(略)	(略)	<p>類</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる書類</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>ヘ (略)</p>
(略)	(略)	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併の当事者の株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五・六 (略)</p>

<p>商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>(略)</p>	<p>法人であるときは、 一 (略) 二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録</p>
<p>役員の変更</p>	<p>一 変更があつた役員 氏名又は名称 二 (略)</p>	<p>一 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（役員が法人である場合にあつては、その沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（役員が法人である場合にあつては、当該役員 の登記事項証明書又はこれに代わる書面） ハ (略)</p>
<p>営業所等の所在地の変更</p>	<p>(略)</p>	<p>一 法人の登記事項証明書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面</p>

<p>商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>(略)</p>	<p>法人であるときは、 一 (略) 二 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p>
<p>役員の変更</p>	<p>一 変更があつた役員 氏名 二 (略)</p>	<p>一 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ (略)</p>
<p>営業所等の所在地の変更</p>	<p>(略)</p>	<p>一 登記事項証明書 二 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
営業所等の廃止	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 (略)	法人の登記事項証明書	
所属信託会社の変更	(略)	新たに委託を受けることとなった場合には、当該委託契約の内容を記載した書面	
他に営む業務の種類の変更	(略)	一 (略) 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面	
(略)	(略)	(略)	

別表第十一（第八十条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止したとき	(略)	一 (略) 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録
会社分割により信託契約	一 (略)	一 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
営業所等の廃止	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 (略)	登記事項証明書	
所属信託会社の変更	(略)	新たに委託を受けることとなった場合には、当該委託契約書の写し	
他に営む業務の種類の変更	(略)	一 (略) 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面	
(略)	(略)	(略)	

別表第十一（第八十条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止したとき	(略)	一 (略) 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録
分割により信託契約代理	一 (略)	一 (略)

<p>信託契約代理店又は信託 受益権販売業者である法</p>	<p>(略)</p>	<p>代理業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせるとき</p>	<p>二 会社分割年月日</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>(略)</p>
<p>二 合併契約の内容を記</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約書の内容を記載した書面 三 (略) 四 株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 事業譲渡先が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 (略) 四 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 (略)</p>

<p>信託契約代理店又は信託 受益権販売業者である法</p>	<p>(略)</p>	<p>業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせるとき</p>	<p>二 分割年月日</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>(略)</p>
<p>二 合併契約書</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約書 三 (略) 四 信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録 五 営業譲渡の手続を記載した書面 六 営業譲渡先が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>二 分割契約書 三 (略) 四 信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手続を記載した書面 六 (略)</p>

人が合併により消滅したとき		載した書面
(略)	(略)	三 (略) 四 株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五・六 (略)

別表第十二(第九十四条第一項十号関係)

一 (略)	二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別(当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別。以下同じ。)に依じて宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第三条で定めるものに関する事項の概要
三・四 (略)	五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第十六条で定める事項
六(十二) (略)	十三 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の二で定める事項
十四 (略)	

別紙様式〔略〕

人が合併により消滅したとき		三 (略) 四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
(略)	(略)	五・六 (略)

別表第十二(第九十四条第一項十号関係)

一 (略)	二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別(当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別。以下同じ。)に依じて宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年十二月二十八日政令第三百八十三号)第三条で定めるものに関する事項の概要
三・四 (略)	五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年七月二十二日建設省令第十二号)第十六条で定める事項
六(十二) (略)	十三 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令第十六条の四の二で定める事項
十四 (略)	

別紙様式〔略〕